



鳥取県公報

平成 21 年 12 月 22 日(火)
第 8 1 5 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 環境美化促進地区の指定の一部改正 (762) (循環型社会推進課) 2
青年農業者等育成センターの指定 (763) (経営支援課) 2
- ◇ 教委告示 平成 22 年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項 (34) (高等学校課) 3
- ◇ 調達公告 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 4

告 示

鳥取県告示第762号

平成11年鳥取県告示第751号（環境美化促進地区の指定について）の一部を次のように改正し、平成21年12月22日から施行する。

平成21年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前																												
<p>1 指定する地区</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">地区名</th> <th style="width: 15%;">市町村</th> <th style="width: 70%;">地区の区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;">日南町石 霞溪地区</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;">日南町</td> <td>1 県道生山停車場線の全線</td> </tr> <tr> <td>2 国道183号の次の区間 起点 県道生山停車場線 終点 県道新見日南線</td> </tr> <tr> <td>3 県道新見日南線の次の区間 起点 国道183号 終点 日野郡日南町下石見307-1地先</td> </tr> <tr> <td>4 町道石霞溪線の全線</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	地区名	市町村	地区の区域	略			日南町石 霞溪地区	日南町	1 県道生山停車場線の全線	2 国道183号の次の区間 起点 県道生山停車場線 終点 県道新見日南線	3 県道新見日南線の次の区間 起点 国道183号 終点 日野郡日南町下石見307-1地先	4 町道石霞溪線の全線	<p>1 指定する地区</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">地区名</th> <th style="width: 15%;">市町村</th> <th style="width: 70%;">地区の区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;">日南町石 霞溪地区</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;">日南町</td> <td>1 県道生山停車場線の全線</td> </tr> <tr> <td>2 国道183号の次の区間 起点 県道生山停車場線 終点 県道新見日南線</td> </tr> <tr> <td>3 県道新見日南線の次の区間 起点 国道183号 終点 日野郡日南町下石見307-1地先</td> </tr> <tr> <td>4 町道石霞溪線の全線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">日野町滝 山公園地 区</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">日野町</td> <td style="border: 2px solid black;">1 県道上石見黒坂停車場線の次の区間の両側10メートルの区域 起点 日野郡日野町中管字滝山東平ラ537-49地先 終点 日野郡日野町中管字滝山東平ラ464-9地先</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">2 滝山公園駐車場</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	地区名	市町村	地区の区域	略			日南町石 霞溪地区	日南町	1 県道生山停車場線の全線	2 国道183号の次の区間 起点 県道生山停車場線 終点 県道新見日南線	3 県道新見日南線の次の区間 起点 国道183号 終点 日野郡日南町下石見307-1地先	4 町道石霞溪線の全線	日野町滝 山公園地 区	日野町	1 県道上石見黒坂停車場線の次の区間の両側10メートルの区域 起点 日野郡日野町中管字滝山東平ラ537-49地先 終点 日野郡日野町中管字滝山東平ラ464-9地先	2 滝山公園駐車場
地区名	市町村	地区の区域																											
略																													
日南町石 霞溪地区	日南町	1 県道生山停車場線の全線																											
		2 国道183号の次の区間 起点 県道生山停車場線 終点 県道新見日南線																											
		3 県道新見日南線の次の区間 起点 国道183号 終点 日野郡日南町下石見307-1地先																											
		4 町道石霞溪線の全線																											
地区名	市町村	地区の区域																											
略																													
日南町石 霞溪地区	日南町	1 県道生山停車場線の全線																											
		2 国道183号の次の区間 起点 県道生山停車場線 終点 県道新見日南線																											
		3 県道新見日南線の次の区間 起点 国道183号 終点 日野郡日南町下石見307-1地先																											
		4 町道石霞溪線の全線																											
日野町滝 山公園地 区	日野町	1 県道上石見黒坂停車場線の次の区間の両側10メートルの区域 起点 日野郡日野町中管字滝山東平ラ537-49地先 終点 日野郡日野町中管字滝山東平ラ464-9地先																											
		2 滝山公園駐車場																											

鳥取県告示第763号

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第5条第1項の規定に

基づき、青年農業者等育成センターを指定したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所及び事務所の所在地	指定年月日
財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構	鳥取市東町一丁目271	平成21年12月16日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第34号

平成22年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜を次の要項により実施する。

平成21年12月22日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

平成22年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

1 募集高等学校及び募集生徒数

高等学校名	所在地	募集生徒数
鳥取県立倉吉東高等学校	倉吉市下田中町801	70人
鳥取県立米子東高等学校	米子市勝田町 1	50人

2 出願資格を有する者

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、次の書類を志望する高等学校の校長に提出しなければならない。

(ア) 入学志願書（各募集高等学校から交付されたもの）に所定の入学選抜手数料に相当する額の鳥取県収入証紙（消印をしないこと。）をはり付けたもの

(イ) 出身高等学校の校長の発行する調査書（大学受験用の調査書と同様とする。）又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類

イ 各募集高等学校の校長は、入学志願書等を受理したときは、入学志願者に受検証を交付するものとする。

(2) 出願期間

出願期間は、平成22年4月1日（木）から同月5日（月）までとする。ただし、書留郵便（簡易書留とすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによる場合は、同月2日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(3) 受付時間

午前9時から午後4時まで

(4) 受付場所

- 各募集高等学校
- 4 入学者選抜の方法
入学志願者の提出した書類の審査及び学力検査の結果を総合して行う。
- 5 学力検査の日時等
- (1) 日時
平成22年4月8日(木)午前9時から(午前8時30分までに集合すること。)
- (2) 場所
各募集高等学校
- (3) 学力検査の教科
国語(国語総合、現代文及び古典)、数学(数学Ⅰ・数学A及び数学Ⅱ・数学B)及び英語(英語Ⅰ及び英語Ⅱ)とする。
なお、平成17年3月以前に高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者その他の旧教育課程の履修者についての移行措置は、実施しない。
- 6 合格者の発表
平成22年4月13日(火)正午に各募集高等学校において合格者の受検番号を掲示する。
- 7 入学者選抜の結果の開示
入学者選抜の結果については、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。なお、この場合において、電話、はがき等による請求では開示できないので、本人が確認できるものを持参の上、受検者本人が直接各募集高等学校へ請求すること。
- (1) 開示請求ができる期間
平成22年4月13日(火)から1月間
- (2) 開示する場所
各募集高等学校
- 8 注意事項
- (1) 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。
- (2) この要項に関し不明な点は、各募集高等学校へ問い合わせること。
- 9 参考事項
- (1) 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的として、次の教科を履修させる。
国語、数学、外国語(英語)、理科、地理歴史、公民及び保健体育
- (2) 専攻科の修業年限は、1年とする。
- (3) 専攻科の生徒の学習評価、単位認定、修了等については、各募集高等学校の全日制課程に準ずるものとする。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容
- (1) 調達件名及び数量

鳥取情報ハイウェイ接続回線整備業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成22年3月19日（金）まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第161号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の情報処理サービス又はその他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成22年1月8日（金）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成21年12月22日（火）から平成22年1月26日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) この公告に示した業務を確実に履行できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110（代）

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成21年12月22日（火）から平成22年1月7日（木）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成22年1月26日（火）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月25日（月）午後5時までとする。）

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成22年1月20日（水）午後3時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。